別記様式第一号の五（第一条の十六関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　申　請　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の17第１項の規定に基づき、管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第１項に規定する添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。

別記様式第一号の六（第一条の十七関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　通　知　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の17第１項の規定に基づき変更の認定の申請があった管理計画について、同条第２項において準用する同法第５条の14の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の17第２項において準用する同法第５条の15の規定に基づき通知します。

（略）

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（長期優良住宅建築等計画等の認定の申請） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の十二に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。）第五条の十八に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 （維持保全に関する基準） **第五条の二**　法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の十八に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略）	（長期優良住宅建築等計画等の認定の申請） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の六に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。）第五条の八に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 （維持保全に関する基準） **第五条の二**　法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の八に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略）

別記様式第一号の五（第一条の十関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　申　請　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の７第１項の規定に基づき、管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の２第１項に規定する添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。

別記様式第一号の六（第一条の十一関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　通　知　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の７第１項の規定に基づき変更の認定の申請があった管理計画について、同条第２項において準用する同法第５条の４の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の７第２項において準用する同法第５条の５の規定に基づき通知します。

（略）